

中国における外商投資参入特別管理措置 (ネガティブリスト) (2018年版)

(2018年7月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所

本資料は、北京市大地法律事務所のご厚意により、ジェトロが同事務所から許諾を得てウェブサイトに掲載しています。本資料は仮訳であり、原本は中華人民共和国国家發展和改革委員会のウェブサイト

http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201806/t20180628_890730.html でご覧いただけます。

中国における外商投資参入特別管理措置 (ネガティブリスト) (2018年版)

説明

1. 『外商投資参入特別管理措置 (ネガティブリスト)』(以下「外商投資参入ネガティブリスト」という)では持ち分、高級管理職についての要求など、外国投資者による投資の参入に関する特別管理措置をまとめて列挙するものである。『外商投資参入ネガティブリスト』外
の分野については、国内資本企業と外資系企業に等しく適用する制限措置に基づいて管理
を実施する。
2. 『外商投資参入ネガティブリスト』では、一部分野について参入制限の廃止または緩和の
過渡期を提示している。過渡期が満了すれば、予定された時期に参入制限の廃止または緩和
を実施する。
3. 国外投資者は個人事業主、個人独資企業投資者、農民專業合作社のメンバーとして投資
経営活動に従事してはならない。
4. 国外投資者は、『外商投資参入ネガティブリスト』中の外国投資者による投資を禁止する
分野への投資を行ってはならない。『外商投資参入ネガティブリスト』によって、外国投資
者による投資を禁止されていない分野への投資を行うには、外資参入許可を取得しなけ
ればならない。持ち分割合要求のある分野への投資において、外商投資パートナーシップ企
業を設立してはならない。
5. 国内の会社、企業または自然人が国外において合法に設立したか、あるいは支配してい
る会社が自社と関連関係にある国内の会社を合併買収する場合、外商投資プロジェクト、企
業の設立および変更事項にかかわるものは、現行規定に従う。
6. 『外商投資参入ネガティブリスト』中に記載のない文化、金融等の分野および行政審査認
可、資格条件、国家安全等に関する措置は、現行規定に従う。
7. 『中国本土および香港のより緊密な経済貿易関係の構築に関する取り決め』、およびその
後続協議、『中国本土およびマカオのより緊密な経済貿易関係の構築に関する取決め』およ
びその後続協議、『海峽兩岸經濟提携枠組協議』およびその後続協議、中国と関係国が締結
した自由貿易区協議および投資協定、中国が加盟する国際条約により、条件を満たす投資を
より優遇する開放措置が設けられているものは、関連の協議または協定の規定に従う。自由
貿易試験区などの特殊経済区域で、条件を満たす投資者をより優遇する開放措置を実施し
ているものは、関連規定に従う。
8. 『外商投資参入ネガティブリスト』についての解釈は、發展改革委員会、商務部が関係機
関とともに責任を負う。

外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト) (2018年版)

番号	分野	特別管理措置
一. 農業、林業、牧畜業および漁業		
(1)	種苗業	<p>1. 小麦、トウモロコシの新品種の選抜育種および種子の生産は、中国側の持ち分支配とする。</p> <p>2. 中国で希少なものと、中国固有の貴重優良品種の研究開発、養殖、栽培、および関連する繁殖材料の生産（栽培業、牧畜業、水産業の優良遺伝子を含む）への投資を禁止する。</p> <p>3. 農作物、種畜・禽、水産種苗の遺伝子組換え品種の選抜育種、およびその遺伝子組換え種子（苗）の生産への投資を禁止する。</p>
(2)	漁業	<p>4. 中国の管轄海域および内陸水域の水産物の漁獲への投資を禁止する。</p>
二. 採鉱業		
(3)	石油や天然ガスの採掘業	<p>5. 石油、天然ガス（炭層ガスを含み、オイルシェール、オイルサンド、シェールガス等を除く）の探査および開発は、合弁、提携に限る。</p>
(4)	非鉄金属鉱や非金属鉱の選鉱および採掘補助活動	<p>6. タングステン、モリブデン、錫、アンチモン、蛍石の探査、採掘への投資を禁止する。</p> <p>7. レアアースの探査、採掘、選鉱への投資を禁止する。</p> <p>8. 放射性鉱物の探査、採掘、選鉱への投資を禁止する。</p>
三. 製造業		
(5)	印刷業	<p>9. 出版物の印刷は、中国側の持ち分支配とする。</p>
(6)	核燃料および放射線加工業	<p>10. 放射性鉱物の精錬、加工、核燃料の生産への投資を禁止する。</p>
(7)	漢方薬材加工および漢方薬剤の生産	<p>11. 漢方薬材における蒸す、煎る、炙る、焼くなどの加工処理技術の応用、および漢方薬剤の秘伝処方製品の生産への投資を禁止する。</p>
(8)	自動車製造業	<p>12. 専用車、新エネルギー車を除いて、完成車製造における中国側の持ち分割合は50%を下回ってはならず、同一の外国投資者は同類の完成車製品を生産する合弁企業を2社まで中国国内で設立することができる。（2020年には商用車を製造する外資持ち分割合の制限を廃止す</p>

		る。2022年には、乗用車を製造する外資持ち分割合の制限、および同一の外国投資者は、同類の完成車製品を生産する合弁企業を2社まで中国国内で設立することができるとの制限を廃止する)。
(9)	通信機器製造	13. 衛星テレビ放送の地上受信設備および重要部品の生産 (訳注：上記事業内容への投資を禁止する意味)。
(10)	そのほか製造業	14. 画仙紙、固形墨の生産への投資を禁止する。
四. 電力、熱、ガスおよび水の生産・供給業		
(11)	原子力発電	15. 原子力発電所の建設および経営は、中国側の持ち分支配とする。
(12)	配管設備	16. 人口が50万人を超える都市における都市ガス、熱水および給排水管網の建設および経営は、中国側の持ち分支配とする。
五. 卸売および小売業		
(13)	タバコ製造	17. 葉タバコ、巻きタバコ、再乾燥葉タバコ、およびそのほかのタバコ製品の卸売り、小売りへの投資を禁止する。
六. 交通輸送、倉庫保管および郵政業		
(14)	水上輸送業	18. 国内水上輸送業者は、中国側の持ち分支配とする。 19. 国内船舶代理業者は、中国側の持ち分支配とする。
(15)	航空旅客輸送	20. 公共航空輸送業者は中国側の持ち分支配とし、かつ外国投資者およびその関連会社による投資割合は25%を超えず、法定代表者は中国国籍保有者でなければならない。
(16)	汎用航空サービス	21. 汎用航空業者の法定代表者は中国国籍保持者でなければならない、農業、林業、漁業の汎用航空業者は合弁に限り、そのほかの汎用航空業者は、中国側の持ち分支配に限る。
(17)	空港および航空交通管制	22. 民間飛行場の建設および経営は中国側の相対持ち分支配とする。 23. 航空交通管制への投資を禁止する。
(18)	郵政業	24. 郵政事業者、郵便物の国内配送業務への投資を禁止する。
七. 情報伝達、ソフトウェアおよびITサービス業		
(19)	電気通信	25. 電気通信業者：中国のWTO加盟時に開放を承諾した範囲内に限り、付加価値電気通信業務は外資の割合が50%を超えてはならない(電子商取引を除く)。基礎電気通信業務は中国側の持ち分支配とする。
(20)	インターネットおよび関連サービス	26. インターネットニュース情報サービス、オンライン出版業務、オンライン番組視聴サービス、インターネットカルチャーに関する商品の経営(音楽を除く)、インターネットによる大衆向け情報発信サービス(これらのサービスのうち、中国のWTO加盟時に開放を承諾し

		たものを除く) への投資を禁止する。
八. 金融業		
(21)	資本市場 サービス	27. 証券会社の外資持ち分割合は 51%を超えず、証券投資基金管理業者の外資持ち分割合は、51%を超えないものとする (2021 年に外資持ち分割合の制限を廃止する)。 28. 先物取引業者の外資持ち分割合は 51%を超えないものとする (2021 年に外資持ち分割合の制限を廃止する)。
(22)	保険業	29. 生命保険会社の外資持ち分割合は、51%を超えないものとする (2021 年に外資持ち分割合の制限を廃止する)。
九. リースおよびビジネスサービス業		
(23)	法律サー ビス	30. 中国の法律に係る事務 (中国の法律環境の影響に関する情報の提供を除く) への投資を禁止し、国内の法律事務所のパートナーとなつてはならない。
(24)	コンサル ティング および調 査	31. 市場調査は合弁、提携に限り、うちラジオ・テレビの視聴調査は中国側の持ち分支配とする。 32. 社会調査への投資を禁止する。
十. 科学研究および技術サービス業		
(25)	研究およ び試験の 発展	33. 人体の幹細胞、遺伝子診断、治療技術の開発および応用への投資を禁止する。 34. 人文社会科学機関への投資を禁止する。
(26)	専門技術 サービス 業	35. 大地測量、海洋測量製図、測量製図・航空撮影、地上移動体を用いた測量、行政区域境界線の測量製図、地形図、世界行政区画地図、全国行政区画地図、省級以下の行政区画地図、教育用全国地図、教育用地方地図、立体地図およびナビゲーション電子地図の編成、地域別地質マッピング、鉱山地質、地球物理、地球化学、水文地質、環境地質、地質災害、地質リモートセンシングなどの調査への投資を禁止する。
十一. 水利、環境および公共施設の管理業		
(27)	野生動植 物の保護	36. 国が保護している中国原産の野生動植物資源の開発への投資を禁止する。
十二. 教育		
(28)	教育	37. 就学前教育機関、普通高等中学教育機関および高等教育機関は、中国と外国の提携による運営に限り、中国側主導 (校長または主な事務責任者が中国国籍保有者で、中国と外国が提携している教育機関の理事会、董事会または共同管理委員会の中国側構成員の割合が 1/2 を

		下回らない) とする。 38. 義務教育機関、宗教教育機関への投資を禁止する。
十三. 衛生および社会サービス		
(29)	衛生	39. 医療機関は合弁、提携に限る。
十四. 文化、スポーツおよび娯楽産業		
(30)	報道出版	40. 報道機関（通信社を含むがこれに限らない）への投資を禁止する。 41. 書籍、新聞、定期刊行物、映像製品および電子出版物の編集、出版、制作業務への投資を禁止する。
(31)	報道出版	42. 各級ラジオ放送局（ステーション）、テレビ局（ステーション）、ラジオ・テレビのチャンネル、ラジオ・テレビ放送ネットワーク（発信局、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星の地上発信ステーション、衛星受信中継ステーション、マイクロ波ステーション、モニタリングステーション、ケーブルラジオ・テレビ放送ネットワークなど）への投資を禁止し、ラジオ・テレビのオンデマンド業務および衛星テレビ・ラジオの地上受信施設の設置業務への従事を禁止する。 43. ラジオ・テレビ番組制作の経営（輸入業務を含む）事業者への投資を禁止する。
(32)	映画制作、発行、放映	44. 映画館の建設は、中国側の持ち分支配とする。 45. 映画制作事業者、発行事業者、配給上映事業者および映画の輸入業務への投資を禁止する。
(33)	文物の保護	46. 文物の競売を行う競売業者、文物を扱う商店および国有の文物を扱う博物館への投資を禁止する。
(34)	文化娯楽	47. 公演マネジメント機関は、中国側の持ち分支配とする。 48. 文芸公演団体への投資を禁止する。